

八街市教育委員会議事録

令和7年第1回定例会

期 日 令和7年1月23日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時05分

場 所 大会議室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出 席 委 員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代
	委 員	近 藤 博

出 席 職 員	教 育 部 長	秋 葉 忠 久
	教育総務課長	塚 本 廣
	学校教育課長	松 岡 広 明
	社会教育課長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 顕 仁
	図 書 館 長	富 谷 のり子
	学校給食センター所長	岩 井 済
	郷土資料館長	青 柳 好 宏
	教育総務課副主幹（事務局）	五木田 英 保

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和7年第1回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席は、私を含めて全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に橋爪委員と近藤委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和6年12月11日から令和7年1月22日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。

令和6年12月11日、教育長室において、第1回教育長・教育委員研修会をオンデマンド形式で実施しました。

研修会では、「GIGAスクール構想について」をテーマに、動画の視聴、また文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課長寺島史朗氏による講義を視聴しました。

教育委員の皆様には、ご出席いただきありがとうございました。

同日、令和6年8月の「第106回全国高等学校野球選手権大会」で準優勝した関東第一高等学校野球部の捕手として活躍された熊谷俊乃介さんの市長への表敬訪問に同席しました。

熊谷さんは、令和6年9月に行われたU-18アジア選手権では、高校日本代表に選ばれ、準優勝に貢献し、大会ベストナインにも選出されております。

令和6年12月23日、八街中央中学校において、小学生を対象とした「八街イングリッシュデイキャンプ」に出席しました。

令和6年8月に第1回目を開催し、本年度2回目となりますが、小学校5、6年生に参加を呼びかけたところ、13名が参加しました。

参加した子供たちは、はじめは緊張した様子でしたが、9名のALTが楽しく進行することで、すぐに打ち解け、クリスマスの歌を歌ったり、クリスマスカードの作成やミニゲームなどに参加していました。

同日、第1会議室において、「社会を明るくする運動」八街市推進委員会が実施した「社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式」に出席しました。

これは、国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行の無い安全で安心な明るい地域社会を築くことを推進するため、その啓発活動の一環として児童・生徒に作文を募り、優秀な作品に対し、市長賞のほか、四つの賞を授与したものです。

令和6年12月24日、第1会議室において、「第5回小出義雄杯八街落花生マラソン大会実行委員会」に出席しました。

会議では、第4回大会の結果報告、第5回大会の開催日、部門等の変更やタイム計測業務、大会プログラムの今後の在り方などについて審議しました。

令和6年12月27日、市役所駐車場において、「組子depiano完成お披

露目会」に出席しました。

これは、「クルマ d e ピアノ」を運営する 一般社団法人ごちゃまぜ が企画したもので、八街中央中学校美術部の生徒たちが、佐倉市の組子職人である嶋野浩司さんからの指導を受けながら制作した組子のパーツを組み込んだピアノが完成し、お披露目会が開催されたものです。

繊細で緻密に組まれた組子細工で装飾されたピアノを拝見することができ、また晴天の下、千葉黎明高校の合谷祐奏さんによるピアノの演奏が披露されました。

令和 7 年 1 月 5 日、中央公民館において、第 6 回八街演劇祭を鑑賞しました。

この演劇祭は、八街市中学校演劇部顧問会が主催し教育委員会が後援しているもので、千葉黎明高校演劇愛好会、八街中学校演劇部、八街中央中学校演劇部、劇団ピーナッツ共和国及び木犀花が演劇を披露し、どの演劇も見入る人を引き込み、感動の舞台でした。

令和 7 年 1 月 7 日、大会議室において、第 3 回長欠児童生徒支援担当者会議に出席しました。

会議では、千葉県教育庁北総教育事務所加藤恒樹指導主事や高千穂大学山田良一先生、淑徳大学西山博教授をお招きし、不登校の現状や対策についての講演をいただき、その後、各校の支援についての振り返り、次年度の取組について検討しました。

令和 7 年 1 月 12 日、中央公民館において、「令和 7 年二十歳を祝う会」に出席しました。

今回より従来どおり 4 中学校区の対象者が一堂に会しての 1 部制として開催し、当日の参加者数は 436 人、出席率は 62.2%でした。

当日は、厳粛な雰囲気の中、恩師との和やかなやりとりの場面もあり、参加者は節度ある態度で参加され、大きな混乱も無く、心温まる会となりました。

なお、教育委員の皆様にもご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

令和 7 年 1 月 16 日、特別会議室において、第 2 回八街市総合教育会議に出席しました。

会議では、「八街市教育大綱について」、「第 2 期八街市教育振興基本計画について」を議題とし、市長との有意義な意見交換の機会となりました。

教育委員の皆様のご協力に改めてお礼申し上げます。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回12月11日に開催しました第12回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号から第3号までの議案3件、第1号報告の報告議案1件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

議案第3号については、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免・賞罰等人事に関する事項」に該当することから、第1号報告については、同規則同条同項第2号「訴訟、審査請求その他争訟に関する事項」及び第4号「市長又は議会に対する意見の申出等」に該当することから、非公開により審議したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議なしと認め、議案第3号及び第1号報告については、非公開により審議することとします。

はじめに、議案第1号、第2期八街市教育振興基本計画の策定について事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号、第2期八街市教育振興基本計画の策定についてご説明いたします。

定例会資料の2ページ議案第1号及び別紙「第2期八街市教育振興基本計画(案)」をご覧ください。

本市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定した、現在の教育振興基本計画により、教育施策を実施しておりますが、計画期間が令和6年度末をもって終了することから、現行第1期計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、国や県の教育振興基本計画を参酌し八街市総合計画2025と整合性を図りながら、本市教育の総合的な指針として、第2期計画の策定を進めてまいりました。

策定を進めていく中で、策定委員会を設置し、委員には外部の有識者を加え、

専門的な立場や幅広い視点から助言や提言をいただき、さらには教育委員会の附属機関やパブリックコメントで意見を聴取し、多くの皆様から頂いた貴重なご意見等を生かした計画としております。

第２期八街市教育振興基本計画では、第１期計画の「次世代を担う人々が、八街で生まれ育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる」を普遍的な理念として継承し、４つの基本方針、１６の目標と指標に基づき、重点施策を定め各事業を展開していくこととしております。

策定後は、本計画の各事業を効果的かつ確実に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」の中で、本計画で示した事業について進行管理を実施してまいります。

議案の説明は以上となりますが、内容の変更を伴わない、字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただくようお願いいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

〈質疑なし〉

○教育長

本計画（案）は、教育委員会内部で、議論を重ね、また外部の有識者の方々にもご意見をいただいて、策定した計画（案）です。

令和７年度以降、取り組みの推進に努めまいりますので、これからも、様々な形でご指導いただければと考えております。

特に質疑がなければ、議案第１号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〈異議なし〉

異議なしと認め、議案第１号について可決することに決定しました。

○教育長

異議なしと認め、議案第１号について可決することに決定しました。

続きまして、議案第２号、八街市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱の制定について事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議案第２号、八街市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱の制定につきまして、ご説明いたします。

資料の３ページをご覧ください。

これは、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催し、例年、春に開催する「選抜高等学校野球大会」及び夏に開催する「全国高等学校野球選手権大会」

に八街市内の高等学校が出場する場合、地元自治体の知名度向上のほか、市内の高等学校の活躍は、青少年をはじめとする多くの市民に夢や感動を与え、市民の一体感の醸成を図ることにも寄与することから、大会出場への補助金に関する要綱を定めるものであります。

補助金交付の対象となる経費につきましては、第3条により定め、6ページにございます第3条別表による7つの項目とします。

また、補助金の額は第4条により、補助対象経費の額とし、1大会あたり300万円を限度とします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

＜質疑なし＞

○教育長

市内にあります千葉黎明高校の野球部が秋の県大会で優勝し、その後行われた関東大会でベスト4に進出したため、春の選抜大会に出場することが、濃厚であるとの報道があります。

正式には、明日24日に行われる選定委員会で決定されると聞いております。

それでは、私から1点質問します。

正式に選抜出場が決定した場合に、どのようなてづづきを経て、補助金が交付されるのですか。

○スポーツ振興課長

1月31日に臨時議会を招集していただき、今回の交付要綱に基づき、補正予算を上程し、議決された上で、補助金の交付という流れになります。

○教育長

他に質疑がなければ、議案第2号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〈異議なし〉

異議なしと認め、議案第2号について可決することに決定しました。

次に、教育委員報告があります。

はじめに近藤委員から「教育委員会研修会」の報告をお願いします。

○近藤委員

12月11日、教育長室で文部科学省寺嶋史郎講師のGIGAスクール構想についてのオンライン研修に参加しました。

2019年に国の施策としてGIGAスクール構想が始まりましたが、これまでの成果として、世界に先駆けICTの整備が完了したこと、学力向上等にも効果があったこと、誰一人取り残されない学びの保障に繋がったこと、さらに、デジタル人材の育成の基盤となったことなどがあげられました。

本市においては、積極的にＩＣＴ機器を導入し、成果を出してきておりますが、今後の課題については、学校間での格差をなくすこと、端末の更新についての財政的負担、校務支援システムの促進による先生方の働き方改革などがあります。

今後も成果と課題を分析し、積極的にＩＣＴ教育を進めて行くことが必要だと感じました。

以上報告を終わります。

○教育長

続きまして、橋爪委員から「二十歳を祝う会」についての報告をお願いします。

○橋爪委員

１月１２日に中央公民館で行われました「二十歳を祝う会」に参加してまいりました。

今年度は、コロナ禍前に行われていた従来の形の４校中学校で行われました。

会に携わる方々のおかげで、大きな混乱もなく、無事に開催することができました。

○教育長

ありがとうございました。

今回の「二十歳を祝う会」は新型コロナウイルス感染症の流行以来、初めて全ての中学校の卒業生が一堂に会する形で開催されました。

１回あたりの参加者が昨年より増えると思込まれるため、混乱が生じないよう準備を進めておりましたが、参加者の皆様の立派な振る舞いにより、厳粛な雰囲気の中でも心温まる素晴らしい会となりました。

参加された皆様を心から祝福するとともに、活躍を期待しております。

それでは、私から報告があります。

昨日、千葉県教育委員会で県立高校の生徒の自殺案件についての調査報告書が提出されたとの発表があり、それに関する懲戒処分も行われています。

新聞記事によりますと、教頭・校長の管理職に情報が共有されずに、生徒が発したＳＯＳのサインを全て見逃しており、教頭・校長には極めて重い懲戒処分が下されております。

児童生徒が自らの命を絶つような悲しいことは、起きたはならないことです。

八街市の各校においてもこどもたちの心情に寄り添い、小さなサインだったとしても見逃さずに支えていけるような指導が行えるように、改めて注意喚起していきたいと考えておりますので、委員の皆様にも気づいた点をご指摘をいただければと思います。

以上で教育委員報告を終わります。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第3号、八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について
教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第1号報告、専決処分に係る意見照会について
学校給食センター所長が説明を行った。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和 7 年第 1 回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 7 年 1 月 23 日 (木)
午後 1 時 30 分 団体研修室

定例会

第 1 教育長開会宣言

第 2 議事録署名人の指定

第 3 教育長報告

第 4 前回議事録について

第 5 議 題

(1) 議決事項

議案第 1 号 第 2 期八街市教育振興基本計画の策定について

議案第 2 号 八街市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱の制定について

議案第 3 号 八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について

(2) 報告事項

第 1 号報告 専決処分に係る意見照会について

第 6 その他

第 7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和6年12月11日～令和7年1月22日

日付	曜日	時間	場所	内容
12 / 11	水	9 : 00	二州小学校・沖分校	教育委員視察
"	"	12 : 10	教育長室	第1回教育長・教育委員研修会（オンデマンド形式）
"	"	13 : 30	団体研修室	教育委員会定例会議
"	"	16 : 00	特別会議室	関東第一高校熊谷俊乃介選手表敬訪問
12 / 12	木	13 : 30	教育長室	校長面接
"	"	15 : 00	教育長室	千葉県いじめ対策調査会（オンライン）
12 / 18	水	9 : 10	第1会議室	部課長会議
"	"	14 : 00	八街北小学校	教頭会
12 / 19	木	8 : 50	佐倉市中央公民館	人事異動1次面接
12 / 20	金	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和6年12月議会閉会）
"	"	16 : 00	図書館	ライブラリーカフェ視察
12 / 21	土	13 : 00	千葉黎明高校グラウンド	慶應義塾大学体育会野球部 野球教室
12 / 23	月	14 : 00	八街中央中学校	イングリッシュディキャンプ視察
"	"	15 : 00	第1会議室	社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式
12 / 24	火	13 : 30	"	第5回小出義雄杯八街落花生マラソン大会 実行委員会
12 / 25	水	13 : 30	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会
12 / 27	金	10 : 00	八街市役所駐車場	組子deピアノ完成お披露目会
1 / 5	日	12 : 30	中央公民館	第6回八街演劇祭
1 / 6	月	13 : 10	特別会議室	庁議
1 / 7	火	15 : 00	大会議室	長欠担当者会議
1 / 8	水	11 : 00	八街商工会議所	新春賀詞交歓会
"	"	16 : 00	印旛合同庁舎	第4回印旛地区教育長会議
1 / 9	木	9 : 00	教育長室	教育委員会連絡会議
1 / 12	日	10 : 00	中央公民館	二十歳を祝う会
1 / 14	火	13 : 10	特別会議室	臨時庁議
"	"	15 : 00	八街東小学校	校長会
1 / 15	水	9 : 10	第1会議室	部課長会議
"	"	14 : 00	大会議室	社会教育委員会議
1 / 16	木	9 : 00	健康教室	民生委員推薦会議
"	"	10 : 00	特別会議室	第2回総合教育会議
1 / 17	金	13 : 00	議場	八街っ子夢議会リハーサル
1 / 20	月	14 : 00	八街東小学校	教頭会
1 / 22	水	15 : 00	千葉県庁	千葉県いじめ対策調査会

前回議事録の承認について

令和6年12月11日第12回定例会議事録…別添のとおり

議案第 1 号

第 2 期八街市教育振興基本計画の策定について

八街市教育委員会は、第 2 期八街市教育振興基本計画を、別添のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第 2 号

八街市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱の制定について

八街市教育委員会は、八街市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する選抜高等学校野球大会及び全国高等学校野球選手権大会（以下「甲子園大会」という。）に出場する市内の高等学校に対し、予算の範囲内において八街市高等学校野球全国大会出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八街市補助金等交付規則（昭和 5 2 年規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、甲子園大会に出場する市内の高等学校とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、高等学校が甲子園大会に出場するために必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1 大会当たり 3 0 0 万円を限度とする。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 3 1 日から施行する。

別表（第 3 条）

項 目	内 容
交通費	生徒及び職員の電車、バス代等移動に要する経費
宿泊費	生徒及び職員の宿泊費
入場料	生徒及び職員の入場料
消耗品費	甲子園大会出場に伴うユニホーム等の購入費
備品購入費	甲子園大会出場に伴う野球用品の購入費
使用料	滞在期間中に使用する練習場、会議室等の施設使用料及び物品の借上費
その他諸経費	市長が必要と認める経費

議案第3号

八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について

八街市教育委員会は、令和6年度の八街市教育委員会表彰について、別紙のとおり決定する。

令和7年1月23日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第1号報告

専決処分に係る意見照会について

八街市教育委員会は、給食費未払い分の支払督促の申し立てについて、訴訟に移行することとなったため、臨時代理により市長に意見を申し出したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和7年1月23日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

○八街市教育委員会表彰規程

昭和 5 3 年 3 月 2 8 日

教育委員会訓令第 1 号

改正 平成 2 5 年 3 月 2 6 日教委訓令第 1 号

平成 2 5 年 8 月 2 3 日教委訓令第 2 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日教委訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、八街市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体（以下「教育功労者」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰を受けるもの)

第 2 条 教育委員会は、教育関係団体とそれに関係する者及びその他の個人で次の各号のいずれかに該当する者について表彰する。ただし、八街市表彰規定（平成 2 5 年告示第 5 3 号）の規定に基づき表彰を受ける者又は既に受けた者であり、かつ、表彰する事由が同じである者を除く。

(1) 有益な研究、考案又は発見をし、教育に貢献した者

(2) 学校教育、学校保健又は社会教育の振興についてその功績が顕著であった者

(3) 教育施設等の充実整備について、その功績が顕著であった者

(4) 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があった者

2 教育委員会は、前項各号のいずれかに該当し既に表彰を受けた者であっても、他に表彰すべき事由が生じたときは繰り返してこれを表彰することができる。

(一部改正〔平成 2 5 年教委訓令第 1 号・2 号〕)

(表彰を受けるものの決定)

第 3 条 表彰を受けるものは、前条各号に掲げるものについて、教育長が作成して提出する候補者及び候補団体名簿により、教育委員会が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品等を授与して行うものとする。

(一部改正〔平成25年教委訓令第2号〕)

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年2月の第1日曜日において行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その期日を変更し、又は随時に行うことができる。

(全部改正〔平成26年教委訓令第1号〕)

(追彰)

第6条 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、その死亡の日前にさかのぼって表彰し、表彰状及び記念品等は、その遺族に授与する。

(一部改正〔平成25年教委訓令第2号〕)

(表彰の取消し)

第7条 表彰を受けた者で、教育功労者としてふさわしくない非行があったときは表彰を取り消すことができる。

(全部改正〔平成25年教委訓令第1号〕)

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正〔平成25年教委訓令第1号〕)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日教委訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月23日教委訓令第2号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日教委訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

八街市教育委員会表彰規程の運用について

八教総第136号
令和6年4月1日
教育部教育総務課

第2条関係（表彰を受けるもの）

- 1 第2条第1項第1号の「有益な研究、考案又は発見をし、教育に貢献した者」とは、全国規模の会又は専門的機関の開催する研究会等において発表等を行った者とする。
- 2 第2条第1項第2号の「学校教育、学校保健又は社会教育の振興について、その功績が顕著であった者」とは、法令等に基づく委員等の職にあること10年以上の者をいう。ただし、その職に在職している間は、表彰の対象としない。
- 3 第2条第1項第3号の「教育施設等の充実整備について、その功績が顕著であった者」とは、次に掲げるいずれかを行った者とする。
 - (1) 教育施設（社会教育及び社会体育施設を含む。）の整備のため、50万円以上の現金の寄附
 - (2) 教育施設（社会教育及び社会体育施設を含む。）に50万円相当以上の物品の寄附
- 4 第2条第1項第4号の「前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があった者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) スポーツ分野
 - ① 県大会等の予選を通過し、全国大会に出場した者（団体競技の場合は、登録選手に限る。）
 - ② 県大会で3以内に入賞した者（上記①の者を除く）
 - ③ スポーツ協会その他これに類する団体の役員にあること10年以上の者（その職に在職している間は、表彰の対象としない。）
 - (2) 文化芸術分野
 - ① 全国規模の大会その他これに類する発表会等で入賞した者
 - ② 文化協会その他これに類する団体の役員にあること10年以上の者（その職に在職している間は、表彰の対象としない。）

第5条関係（表彰の期日）

- 1 原則、前年の11月1日から表彰実施年の10月31日までの間に規程で定める基準の成績を収めた者を対象として表彰する。
- 2 第3条の規定により決定した後、新たに表彰対象が判明したものについては、原則、翌年度の表彰の対象とする。